

① 特定外国子会社等に係る部分課税対象金額又は個別部分課税対象金額の計算に関する明細書

事業年度又は連結事業年度	・	・	法人名	()
--------------	---	---	-----	-----

別表十七(三)の二

平三十一・四・一以後終了事業年度又は連結事業年度分

特定外国子会社等の名称	1	事業年度	2	:	:
-------------	---	------	---	---	---

特定所得の金額の計算

所得の種類		剰余金の配当等	債券の利子	債券の償還差益	株式等の譲渡による所得	債券の譲渡による所得	特許権等の使用料	船舶又は航空機に對する貸付け料
		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
収入金額	3							
(3)のうち特定所得に係る収入金額の合計額	4							
(4)に係る株式等又は債券の譲渡に係る原価の額の合計額	5	/	/	/			/	/
(4)に係る直接費用の額の合計額	6							
負債配賦額	当期に支払う負債利子の額の合計額	7			/			
	(7)のうち(6)に含まれる金額	8						
	総資産の帳簿価額	9						
	特定所得に係る株式等又は債券の帳簿価額等	10						
	$(7) \times \frac{(10)}{(9)} - (8)$ (マイナスの場合は0)	11						
特定所得の金額 (4) - (5) - (6) - (11) (マイナスの場合は0)	12							
一単位当たりの帳簿価額の算出の方法又は償却費計算上の適用法令	13	/	/	移動平均法 ・ 総平均法	移動平均法 ・ 総平均法	移動平均法 ・ 総平均法	本邦法令 ・ 外国法令	本邦法令 ・ 外国法令

部分課税対象金額又は個別部分課税対象金額の計算等

部分適用対象金額に係る適用除外の判定	収入基準	部分適用対象金額に係る収入金額の合計額((4)欄((12)欄が零のものを除く。)の合計)	14	() 円	個別部分課税対象金額の計算は	請求権勘案保有株式等の保有割合 〔別表十七(三)付表一「27」の「本人」の欄〕	19	%
	所得基準	税引前当期利益の額	15			$(17) \times (19)$	20	
		$(15) \times 5\%$	16			課税対象金額又は個別課税対象金額(別表十七(三)「34」)	21	
	準	部分適用対象金額((12)欄の合計)	17			部分課税対象金額又は個別部分課税対象金額((20)と(21)のうち少ない金額)	22	() 円
	平成29年旧措置法第66条の6第5項又は第68条の90第5項の適用の有無	18	有・無					